

令和3年 第6回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和3年6月10日（木）午前9時30分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（10名）	2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 5番 齋藤勝義 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 12番 小林 豊
5. 欠席した委員（2名）	1番 須田貴志 11番 遠藤 豊
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	10番 加藤朋光 2番 佐藤 直
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 主任 館岡里海
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【1件】
報告第12号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について ・・・【1件】
議案第20号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【3件】

議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について . . .【 3 件】

議案第 2 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 3 6 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 3 年第 6 回農業委員会総会を開催します。
(開会 午前 9 時 3 0 分)

【 会長挨拶 】

◆事務局長 にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規程に基づき、会長が議長となり議事を進行します。

◇議長 欠席者を報告します。1 番須田貴志委員と 11 番遠藤豊委員より欠席の報告がありました。ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 0 名です。出席委員は過半数に達しています。よって本日の会議は成立しました。

◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名
1 0 番 加藤朋光委員 2 番 佐藤直委員の両名にお願いいたします。

◇議長 日程第 2 会議書記の指名
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第 3 会期の決定
会期は本日 1 日限りといたします。

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に報告 】

◇議長 日程第 5 議案審議
報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 (合意解約)について上程します。

◆事務局長 報告第 1 1 号は、農地中間管理事業を活用し、新たに利用権を設定するために合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 2 2 号- 2 9 に上程されています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第20号-1及び3について、許可することに決定します。

次に、議案第21号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第21号-1及び2は、場所は小砂川集落の北部にある上浜中央地区汚水処理場から南西方向100mに位置しています。にかほ市象潟町小砂川字大田地内の登記地目が『田』の農地ですが、現況は保全管理農地と判断しています。

JRは、羽越本線に近接する排水溝の通水状況を改良するために、排水溝の改良工事を計画しており、隣接する当該地を工事用通路や資機材置場などの作業ヤードとして使用するために一時転用するものです。期間は今年9月末までです。面積は、象潟町小砂川字大田地内4筆2, 098㎡のうち316.28㎡です。

当該地は、農用地区域内農地と農用地区域外農地が入り組んでいますが、農地区分は第1種農地であり、農地転用は原則不許可です。しかし、工事現場に隣接する農地であり、他に進入路の確保が困難であることと、工事のための一時的な利用であることから、農地法の不許可の例外として認められます。現地は、由利地域振興局職員及び須田貴志委員に確認してもらっています。

議案第21号-3は、国土交通省秋田河川国道事務所所管の日本海沿岸東北自動車道路工事に係る一時転用です。

この工事の請負業者が、農地法の認識不足のため、今年2月頃からこれまで当該地を無断転用し、資材置場や作業ヤードとして使用していました。そこで、今般、改めて転用許可申請をするものです。議案書に顛末書を添付していますが、当該業者は深く反省しており、農業委員会としても再発防止のために指導していきます。

場所は、大須郷集落の北端に位置しています。にかほ市象潟町大須郷字大ノ口地内の登記地目が『田』の農地ですが、現況は保全管理農地と判断しています。

申請の目的は、日本海沿岸東北自動車道路工事に係る資材置場、仮設事務所、仮設駐車場用地としての使用です。期間は来年3月末までです。面積は、象潟町大須郷字大ノ口地内1筆1,

531㎡です。

当該地は農用区域内農地であり、農地転用は原則不許可ですが、工事現場に通じる市道に隣接しており、代替地の確保が困難であることと、工事のための一時的な利用であることから、農地法の不許可の例外として認められます。現地は、由利地域振興局職員及び須田貴志委員に確認してもらっています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第21号-1から3について、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

次に、議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて36件あり、うち賃借権の新規設定が4件、再設定が31件のほか、使用貸借権の設定が1件で、総面積は219,339.77㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第22号-1及び2は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-3から8は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-9は、使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-10及び11は、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-12は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-13は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-14から25は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-26は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第22号-27から29は受人が同一であり、いずれも解除条件付き賃借権の新設です。そのうち議案第22号-29は、農地中間管理事業を利用するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第22号-1から29について、原案どおり承認することに決定します。

次の議案第22号-30から36は、私、12番小林豊委員に関連ありますので退席いたします。議事の進行は、2番佐藤直委員が議長になって進めていただきます。

〈12番 小林豊委員 退席〉

(午前9時53分)

◆事務局長

議案第22号-30から36は、受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

(佐藤直委員)

議案第22号-30から36について、原案どおり承認することに決定します。

〈12番 小林豊委員 着席〉

(午前9時54分)

◇議長

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前9時55分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和3年6月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 10番

委 員 2番
